

福井県報

第 191 号
令和 4 年
4 月 12 日 (火)
火 曜 日 発 行

告 示

目 次

- 有害な興行の指定(一五五・県民安全課)……………二
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定(一五六・長寿福祉課)……………三
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止(一五七・同)……………三
- 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定(一五八・同)……………三
- 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止(一五九・同)……………四
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定(一六〇・障がい福祉課)……………四
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の変更(一六一・同)……………五
- 卸売市場法の規定による地方卸売市場の開設者の変更の認定(一六二・流通販売
課)……………五
- 福井県水源涵養地域保全条例に基づく地域指定(一六三・森づくり課)……………六
- 保安林の指定の予定(一六四～一六七・同)……………七
- 保安林の指定施業要件の変更の予定(一六八・同)……………八
- 土地改良事業の計画変更および関係書類の縦覧(一六九・農村振興課)……………八
- 土地改良区の定款変更の認可(一七〇～一七四・嶺南振興局)……………八
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可(一七五、一七六・河川課)……………九
- 臨海中央公園有料施設の使用料の徴収事務委託(一七七・都市計画課)……………一〇

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(二件
・電源地域振興課)……………一〇
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決
定(県立病院)……………一四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(産
業政策課)……………一四
- 土地改良区の役員の就任(福井農林総合事務所)……………一五
- 土地改良区の役員の退任(奥越農林総合事務所)……………一五
- 土地改良区の役員の就任(同)……………一五

- 土地改良区の役員の退任(嶺南振興局)……………一六
- 土地改良区の役員の就任(同)……………一六
- 基本測量の実施(三件・土木管理課)……………一六
- 基本測量の終了(同)……………一六
- 公共測量の終了(四件・同)……………一七
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(四件・都市計画課)……………一七
- 開発行為に関する工事の完了(同)……………一八

教育委員会告示

- 福井県立高等学校における技能審査の成果の単位認定に係る標準例の改正(六・
高校教育課)……………一八

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出(三六)……………二三
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出(三七)……………二四
- 政治団体の解散の届出(三八)……………二六
- 資金管理団体の指定の届出(三九)……………二六
- 資金管理団体でなくなった旨の届出(四〇)……………二六

公安委員会告示

- 警備業法第二十三条第一項に基づく検定の実施(三四・生活安全企画課)……………二七
- 技能検定員審査の実施(三七・運転免許課)……………二八
- 教習指導員審査の実施(三八・同)……………二九

告 白

福井県告示第155号

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和4年4月12日

福井県知事 杉本 達治

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和4年3月22日

種別	題 名	制作会社、配給会社等名
映画	夫の留守にいきまぐる若妻	新田組 〈新東宝映画〉
映画	オールド・ボーイ [4K] (原題) 올드 보이 (韓国)	KADOKAWA
映画	パリ13区 (原題) PARIS, 13TH DISTRICT	ロンゲライド (フランス)

福井県告示第156号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年4月12日

福井県知事 杉本 達治

- 事業所の名称
HANA (華) テラス
- 事業所の所在地
福井県鯖江市三六町2-7-5
- 事業者の名称
社会福祉法人育友福祉会
- 指定年月日
令和4年1月17日
- サービスの種類
特定施設入居者生活介護
- 介護保険事業所番号
1870700687

二1 事業所の名称

独立行政法人地域医療機能推進機構 若狭高浜病院

2 事業所の所在地

福井県大飯郡高浜町宮崎第87号14番地2

3 事業者の名称

独立行政法人地域医療機能推進機構

4 指定年月日

令和4年2月1日

5 サービスの種類

訪問看護

6 介護保険事業所番号

1812314019

三1 事業所の名称

t e t o t e 訪問看護ステーション

2 事業所の所在地

福井県大飯郡高浜町三明第3号34番地

3 事業者の名称

t e t o t e 訪問看護ステーション合同会社

4 指定年月日

令和4年2月1日

5 サービスの種類

訪問看護

6 介護保険事業所番号

1862390042

四1 事業所の名称

泉ヶ丘病院附属かなわクリニック 訪問看護

2 事業所の所在地

福井県敦賀市鉄輪町1丁目2番55号

3 事業者の名称

医療法人保仁会

4 指定年月日

令和4年3月1日

5 サービスの種類

訪問看護

6 介護保険事業所番号

1810214880

五1 事業所の名称

- 泉ヶ丘病院附属かなわクリニック 訪問リハビリテーション
 2 事業所の所在地
 福井県敦賀市鉄輪町1丁目2番55号
 3 事業者の名称
 医療法人保仁会
 4 指定年月日
 令和4年3月1日
 5 サービスの種類
 訪問リハビリテーション
 6 介護保険事業所番号
 1810214880

福井県告示第157号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項に規定する指定居宅サービス事業の廃止届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年4月12日

- 福井県知事 杉本 達治
 一1 事業所の名称
 訪問看護ステーションわかぐさ
 2 事業所の所在地
 福井県大野市月美町8-3
 3 事業者の名称
 株式会社リハスポットわかぐさ
 4 廃止届出受理年月日
 令和4年1月6日
 5 廃止日
 令和4年1月31日
 6 サービスの種類
 訪問看護
 7 介護保険事業所番号
 1860590072
 二1 事業所の名称
 訪問介護事業所サンシャインゆり
 2 事業所の所在地
 福井県坂井市春江町本堂27-1
 3 事業者の名称
 社会福祉法人坂井来春会

- 4 廃止届出受理年月日
 令和4年2月15日
 5 廃止日
 令和4年3月31日
 6 サービスの種類
 訪問介護
 7 介護保険事業所番号
 1871701130
 三1 事業所の名称
 とらいあんぐるホームヘルプサービスセンター
 2 事業所の所在地
 福井県鯖江市東横江1丁目402-2
 3 事業者の名称
 有限会社ビューソケア
 4 廃止届出受理年月日
 令和4年3月3日
 5 廃止日
 令和4年3月31日
 6 サービスの種類
 訪問介護
 7 介護保険事業所番号
 18707700547

福井県告示第158号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

令和4年4月12日

- 福井県知事 杉本 達治
 一1 事業所の名称
 HANA（華）テラス
 2 事業所の所在地
 福井県鯖江市三六町2-7-5
 3 事業者の名称
 社会福祉法人育友福祉会
 4 指定年月日
 令和4年1月17日
 5 サービスの種類

6	介護予防特定施設入居者生活介護 介護保険事業所番号 1870700687
二1	事業所の名称 独立行政法人地域医療機能推進機構 若狭高浜病院
2	事業所の所在地 福井県大飯郡高浜町宮崎第87号14番地2
3	事業者の名称 独立行政法人地域医療機能推進機構
4	指定年月日 令和4年2月1日
5	サービスの種類 介護予防訪問看護
6	介護保険事業所番号 1812314019
三1	事業所の名称 t e t o t e 訪問看護ステーション
2	事業所の所在地 福井県大飯郡高浜町三明第3号34番地
3	事業者の名称 t e t o t e 訪問看護ステーション合同会社
4	指定年月日 令和4年2月1日
5	サービスの種類 介護予防訪問看護
6	介護保険事業所番号 1862390042
四1	事業所の名称 泉ヶ丘病院附属かなわクリニック 訪問看護
2	事業所の所在地 福井県敦賀市鉄輪町1丁目2番55号
3	事業者の名称 医療法人保仁会
4	指定年月日 令和4年3月1日
5	サービスの種類 介護予防訪問看護

令和4年4月12日(火)

福井県報第191号

6	介護保険事業所番号 1810214880
五1	事業所の名称 泉ヶ丘病院附属かなわクリニック 訪問リハビリテーション
2	事業所の所在地 福井県敦賀市鉄輪町1丁目2番55号
3	事業者の名称 医療法人保仁会
4	指定年月日 令和4年3月1日
5	サービスの種類 介護予防訪問リハビリテーション
6	介護保険事業所番号 1810214880

福井県告示第159号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項に規定する指定介護予防サービスの廃止届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

令和4年4月12日	福井県知事 杉本 達治
1	事業所の名称 訪問看護ステーションわかき
2	事業所の所在地 福井県大野市月美町8-3
3	事業者の名称 株式会社リハスポットわかき
4	廃止届出受理年月日 令和4年1月6日
5	廃止日 令和4年1月31日
6	サービスの種類 介護予防訪問看護
7	介護保険事業所番号 1860590072

福井県告示第160号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年4月12日

福井県知事 杉本 達治

薬局

担当する自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者氏名または名称	代表者	開設者住所	指定日
精神通院医療	V・drug 鯖江河和田薬局	鯖江市河和田町19-5-1	中部薬品株式会社	代表取締役 高巢 基彦	岐阜県多治見市高根町4丁目29番地	令和4年4月1日

福井県告示第161号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関の指定の変更の届出があったので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年4月12日

福井県知事 杉本 達治

訪問看護ステーション

担当する自立支援医療の種類	変更内容	名称	所在地	新	旧
精神通院医療	訪問看護ステーション所在地	訪問看護ステーションわらく	三方上中郡若狭町上吉田1-25-1	三方上中郡若狭町上吉田1-25-1	三方上中郡若狭町有田11-20-1

福井県告示第162号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第14条において準用する同法第6条第1項の規定により、次のとおり地方卸売市場の開設者の変更を認定したので、同法第3項において準用する同法第4条第6項の規定により公示する。

令和4年4月12日

福井県知事 杉本 達治

開設者の名称および住所	地方卸売市場の名称および位置	取扱品目
一般社団法人 三国港市場 坂井市三国町宿1丁目17番33号	三国港市場 坂井市三国町宿1丁目17番33号	生鮮・冷凍水産物、製品・加工品
福井県漁業協同組合連合会 福井市大手2丁目8番10号	福井県漁業協同組合連合会 越前支所 福井市柴崎町38-64	生鮮魚貝藻類

福井県漁業協同組合連合会 敦賀支所 敦賀市蓬萊町17-13	福井県漁業協同組合連合会 小浜支所 小浜市川崎3丁目16	生鮮魚貝藻類、製品・加工品
		生鮮魚貝藻類

福井県告示第163号

福井県水源涵養地域保全条例（平成25年福井県条例第19号）第10条第1項の規定に基づき、水源涵養地域を指定するので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

なお、図面および関係書類を次に掲げる場所に備え置き、公衆の縦覧に供する。

令和4年4月12日

福井県知事 杉本 達治

1 水源涵養地域に指定する区域

- (1) 令和2年1月1日から令和3年12月31日までの間に、森林法（昭和26年法律第249号）第25条の規定により指定された水源かん養保安林
- (2) (1)に掲げるもののほか、下記に掲げる土地のうち法第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている民有林

市 町	大 字	字
若狭町	河内 熊川	1字鋸川、2字割岩谷、5字黒谷、13字狸岩、 24字障子尾、31字牛ノ洞、39字砂礫洞、 41字森、44字藤内小屋、45字ダケンギヨ、 46字大平、47字下場ケ谷、48字丸尾谷、 49字寂仙坊、50字コツラ谷、51字峰ケ尻、 52字広畑、53字明神、54字尻ケ谷、 55字近江サ尾、56字峰、57字釜落、 58字桃ノ木谷、59字大清水、60字一間サ尾、 61字寺山、62字割谷、63字大洞、 64字坂ケ谷、65字井根ノ上、66字山葵谷、 67字釜ノ洞、68字登リ尾、71字松ノ木谷、 72字口無谷、73字人尾、74字蛇谷、 75字天狗谷、76字尾崎、77字馬場ケ谷、 78字コヤシ谷、79字牛首、80字段ノ尾 25字鍛冶屋畑、65字銚子口、66字大滝、 67字弥治良洞、68字布袋ケ岳、69字朽ケ洞、 70字菅ケ谷、71字清水平、72字小イバリ谷、 73字西岳

2 縦覧に供する場所

福井県農林水産部森づくり課ならびに福井県福井農林総合事務所林業部、福井県坂井農林総合事務所林業部、福井県奥越農林総合事務所林業部、福井県丹南農林総合事務所林業部、福井県嶺南振興局林業水産部および福井県嶺南振興局二州農林部

福井県告示第164号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月12日

福井県知事 杉本 達治

1 保安林子定森林の所在場所

福井市中手町72字杉ノ木谷1の14、1の16、1の18、2の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第165号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月12日

福井県知事 杉本 達治

1 保安林子定森林の所在場所

大野市上打波149字古寒水石1の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

上打波149字古寒水石1の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第166号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月12日

福井県知事 杉本 達治

1 保安林子定森林の所在場所

大野市箱ヶ瀬26号越途池谷道場洞1の24、1の25、1の35

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

箱ヶ瀬26号越途池谷道場洞1の25・1の35（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第167号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 保安林子定森林の所在場所
大野市宝慶寺6字木落6、11字方丈谷1、2、3の1、12字上神田13から15まで、13字漆原19から21まで
- 2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宝慶寺11字方丈谷1・13字漆原20（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第168号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大野市阿難祖領家37字大矢谷1、38字清水谷1、39字鳥ヶ滝1
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第169号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（永平寺地区 農業用排水施設（中山間地域総合整備）事業）計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁判があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和4年4月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 縦覧に供する書類
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和4年4月12日から
令和4年5月16日まで
- 3 縦覧に供する場所
永平寺町農林課

福井県告示第170号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年4月12日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
若狭鳥羽土地改良区	令和4年3月18日

福井県告示第171号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年4月12日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
瓜生土地改良区	令和4年3月28日

福井県告示第172号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年4月12日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
上中土地改良区	令和4年3月28日

福井県告示第173号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年4月12日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
三宅土地改良区	令和4年3月30日

福井県告示第174号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年4月12日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
おおい町土地改良区	令和4年3月30日

福井県告示第175号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年4月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 施行者の名称 越前町
- 2 都市計画事業の種類および名称 丹南都市計画下水道事業
越前町公共下水道（朝日処理区）
- 3 事業施行期間 昭和53年11月24日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分 変更なし
(2) 使用の部分 なし

福井県告示第176号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年4月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 施行者の名称 越前町
- 2 都市計画事業の種類および名称 織田都市計画下水道事業
越前町公共下水道（織田処理区）
- 3 事業施行期間 平成元年2月17日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分 変更なし
(2) 使用の部分 なし

福井県告示第177号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、福井県都市公園条例（昭和48年福井県条例第5号）第11条の使用料の徴収の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年4月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 受託者の名称および住所
有限会社アイワメンテナンス
福井県坂井市丸岡町千田29-13
- 2 委託事務の内容
臨海中央公園の有用公園施設の使用料の徴収の事務
- 3 委託期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 4 徴収の方法
納入通知書による。

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年4月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量
ウオゾラー電磁石および制御装置修繕業務 1式
 - (2) 調達役務の仕様等
入札説明書、契約書、「福井県若狭湾エネルギー研究センター ウオゾラー電磁石および制御装置修繕業務 仕様書」（以下「入札説明書等」という。）による。
 - (3) 履行期限
令和5年3月24日（金）
 - (4) 履行場所
福井県若狭湾エネルギー研究センター（福井県敦賀市長谷64-52-1）
- 2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札まで

に資格の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置または指名除外の期間中でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる審査により、この入札に係る調達役務を履行することができる技術的能力を有すると認められる者であること。

(5) この入札に係る調達役務に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができる者と認められる者であること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施
入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先

〒914-0811

福井県敦賀市中央町1丁目7-42
福井県地域戦略部 電源地域振興課
嶺南Eコース計画室
電話 0770-47-5875

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては入札説明書に定める様式）に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関して福井県の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書等の提出期限
令和4年4月26日(火) 17時まで

(2) 入札参加資格確認申請書等の提出方法
ア 電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書等の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙により提出する場合は、申請書等に必要事項を記載し、提出期間内に持参または提出締切日を必着とした書留郵便その他の配達記録が残る郵便等により提出すること。

ウ 提出先

〒914-0811
福井県敦賀市中央町1丁目7-42
福井県地域戦略部 電源地域振興課
嶺南Eコース計画室
電話 0770-47-5875

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和4年5月23日(月) 8時30分から16時00分まで
令和4年5月24日(火) 8時30分から16時00分まで

(3) 開札日時

令和4年5月25日(水) 10時00分

(4) 開札場所

福井市大手3丁目17-1
福井県庁6階入札室

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達職務の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨
日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第152条、第153条、第171条および第172条の規定による。

(3) 入札の無効
福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否
要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくはは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

(7) 2に記載する、別に知事が行う入札参加資格申請の審査を申請する時期と場所

ア 申請の受付時期

福井県の休日を含め定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問い合わせ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required :

Replacement of the control system of the high energy bean irradiation biology research equipment, and repair of wobbling magnets.

(2) Date,Time of Bidding:

10:00 AM 25th May 2022 (Time-limit for the submission of tenders : 4:00PM 24th May 2022)

(3) Period of Contract:24th March 2023

(4) Implementation location

The Wakasa Wan Energy Research Center 64-52-1, Nagatani, Tsuruga city.

Fukui prefecture

(5) Contact point for the notice:Energy producing region development division, department of regional strategy.

Fukui prefectural government, 1-7-42, Chuchoh, Tsuruga city,Fukui prefecture.

914-0811 Japan

Tel 0770-47-5875

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年4月12日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量

フーリエ変換核磁気共鳴装置修繕業務 1式

(2) 調達役務の仕様等

入札説明書、契約書、「福井県岩浜湾エネルギー研究センターフーリエ変換核磁気共鳴装置修繕業務仕様書」（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 履行期限

令和5年3月24日（金）

(4) 履行場所

福井県岩浜湾エネルギー研究センター（福井県敦賀市長谷64-52-1）

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置または指名除外の期間中でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる審査により、この入札に係る調達役務を履行することができる技術的能力を有すると認められる者であること。

(5) この入札に係る調達役務に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができると認められる者であること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電

子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先

〒914-0811

福井県敦賀市中央町1丁目7-42

福井県地域戦略部 電源地域振興課

嶺南Eコースト計画室

電話 0770-47-5875

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては入札説明書に定める様式）に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関して福井県の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書等の提出期限

令和4年4月26日(火) 17時まで

(2) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア 電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書等の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙により提出する場合は、申請書等に必要事項を記載し、提出期間内に持参または提出締切日を必着とした書留郵便その他の配達記録が残る郵便等により提出すること。

ウ 提出先

〒914-0811

福井県敦賀市中央町1丁目7-42

福井県地域戦略部 電源地域振興課

嶺南Eコースト計画室

電話 0770-47-5875

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法
5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和4年5月23日(月) 8時30分から16時00分まで

令和4年5月24日(火) 8時30分から16時00分まで

(3) 開札日時

令和4年5月25日(水) 11時00分

(4) 開札場所

福井市大手3丁目17-1

福井県庁6階入札室

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達役務の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第152条、第153条、第171条および第172条の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

(7) 2に記載する、別に知事が行う入札参加資格申請の審査を申請する時期と場所

ア 申請の受付時期

福井県の休日を含める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問い合わせ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Replacement of existing fourier transform nuclear magnetic resonance system.

(2) Date,Time of Bidding:1:00 AM 25th May 2022 (Time-limit for the submission of tenders : 4:00PM 24th May 2022)

(3) Period of Contract:24th March 2023

(4) Implementation location The Wakasa Wan Energy Research Center 64-52-1, Nagatani, Tsuruga city, Fukui prefecture

(5) Contact point for the notice:Energy producing region development division, department of regional strategy,

Fukui prefectural government, 1-7-42, Chuochu, Tsuruga city,Fukui prefecture, 914-0811 Japan

Tel 0770-47-5875

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年4月12日

福井県立病院長 吉川 淳

- 1 落札に係る調達物品の名称および調達予定数量
重油（JIS規格1種1号）
1, 400キロリットル
 - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立病院経営管理課
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
 - 3 落札者を決定した日
令和4年3月25日
 - 4 落札者の名称および住所
株式会社ヴルサ石油店
福井市日之出5丁目13-1
 - 5 落札金額
1リットル当たり90円50銭
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 一般競争入札の公告を行った日
令和4年2月8日
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。
- 令和4年4月12日
福井県知事 杉本 達治
 - 1 随意契約に係る特定役務の名称および数量
福井県ビジネス支援拠点運営業務
 - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県産業労働部産業政策課
福井県福井市大手3丁目17番1号
 - 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年4月1日
 - 4 随意契約の相手方の名称および住所
ALL FUKUI
代表構成員 オウナム株式会社
福井県福井市梅野町第15号1番地2
 - 5 落札金額
544,185,000円
 - 6 契約の相手方を決定した手続

公募型プロポーザルによる随意契約

7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和3年9月30日

8 随意契約にすることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため

六条用水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和4年3月9日に役員を就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年4月12日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
理事 加藤 尚人 福井市天王町23-5

勝山市土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和4年3月26日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年4月12日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
理事 牧野 元恵 勝山市鹿谷町保田34-14

理事 石橋 政光 勝山市野向町聖丸22-22

理事 斎藤 茂則 勝山市遅羽町蓬生30-4

理事 辻 総八郎 勝山市平泉寺町平泉寺73-2

理事 長谷川健一 勝山市鹿谷町矢戸口21-19

理事 袖川 泰夫 勝山市荒土町細野60-7

理事 西村 誠一 勝山市野向町深谷12-21

理事 水野 忠範 勝山市野向町北野津又144-3

理事 南部 英二 勝山市荒土町清水島17-2

理事 高田 仁吉 勝山市野向町薬師神谷38-17

理事 川端 武孝 勝山市荒土町布市20-10

理事 水上 清雄 勝山市荒土町北新在家13-15

理事 下牧 久義 勝山市荒土町細野口2-20-2

理事 島田 治 勝山市荒土町北宮地12-9

理事 浅井 義一 勝山市野向町龍谷48-8

理事 田村 新治 勝山市平泉寺町平泉寺56-41

理事 中村 裕也 勝山市片瀬33-27

理事 長谷川敬祐 勝山市平泉寺町岡横江5-6-1

理事 鳥山 義昭 勝山市遅羽町下荒井9-24

理事 石田 政治 勝山市鹿谷町北西俣29-3

理事 嶋田 基昭 勝山市鹿谷町発坂19-7

理事 本多 順治 勝山市鹿谷町本郷21-30

理事 山内 隆雄 勝山市鹿谷町保田12-1

理事 林 則栄 勝山市鹿谷町西光寺5-4

理事 斎藤甚三郎 勝山市遅羽町北山10-19

理事 上山 忠幸 勝山市平泉寺町大渡35-9-1

理事 千京 正一 勝山市平泉寺町赤尾23-3

監事 山口 拓雄 勝山市片瀬18-11

監事 東川 照雄 勝山市芳野町23-19

監事 宇佐美昭治 勝山市鹿谷町東遅羽口111-1

監事 南 都志男 勝山市平泉寺町岩ヶ野8-32

勝山市土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和4年3月27日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年4月12日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理事 石橋 政光 勝山市野向町聖丸22-22

理事 千京 正一 勝山市平泉寺町赤尾23-3

理事 田村 新治 勝山市平泉寺町平泉寺56-41

理事 辻 総八郎 勝山市平泉寺町平泉寺73-2

理事 長谷川健一 勝山市鹿谷町矢戸口21-19

理事 前川 義信 勝山市荒土町松田2-59

理事 平泉 利栄 勝山市荒土町新保11-601

理事 笠羽 俊介 勝山市荒土町別所5-13

理事 血澤 吉朗 勝山市荒土町伊波23-2

理事 日谷 昌保 勝山市荒土町細野77-8-3

理事 浅井 義一 勝山市野向町龍谷48-8

理事 西村 誠一 勝山市野向町深谷12-2-1

理事 水野 忠範 勝山市野向町北野津又144-3

理事 中村 裕也 勝山市片瀬33-27

理事 酒井 稔範 勝山市若猪野13-13

理事	山内 隆雄	勝山市鹿谷町保田12-1
理事	吉田 治彦	勝山市鹿谷町志田8-4
理事	島田 秀夫	勝山市鹿谷町本郷17-29-1
理事	辻 範訓	勝山市鹿谷町北西保45-2
理事	斎藤 茂則	勝山市遅羽町蓬生30-4
監事	石塚 康雄	勝山市野向町薬師神谷38-11
監事	長谷川敬祐	勝山市平泉寺町岡横江5-6-1
監事	山内 一美	勝山市鹿谷町保田57-28-1
監事	斎藤 昌一	勝山市遅羽町北山10-19

おおい町土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和4年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年4月12日

役員名	氏名	住 所
理事	齋藤 昌一	おおい町岡田35-20

おおい町土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和4年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年4月12日

役員名	氏名	住 所
理事	水上 栄	おおい町岡田5-25

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、令和4年3月15日に国土地理院より基本測量の実施についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年4月12日

1	測量計画機関の名称	福井県知事 杉本 達治
2	作業の種類	国土地理院 基本測量（航空重力測量）
3	作業の期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 作業の地域 県内全域

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、令和4年3月4日に国土地理院より基本測量の実施についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年4月12日

1	測量計画機関の名称	福井県知事 杉本 達治
2	作業の種類	国土地理院 基本測量（国土広域情報修正）
3	作業の期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
4	作業の地域	福井県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、令和4年3月4日に国土地理院より基本測量の実施についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年4月12日

1	測量計画機関の名称	福井県知事 杉本 達治
2	作業の種類	国土地理院 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
3	作業の期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
4	作業の地域	福井県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、令和4年3月28日に国土地理院より基本測量の終了についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年4月12日

1	測量計画機関の名称	福井県知事 杉本 達治
---	-----------	-------------

- 国土地理院
- 2 作業の種類
基本測量（航空重力測量）
 - 3 作業の期間
令和3年4月1日から令和4年3月25日まで
 - 4 作業の地域
県内全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和4年3月28日に永平寺町より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

- 令和4年4月12日
福井県知事 杉本 達治
- 1 測量計画機関の名称
永平寺町
- 2 作業の種類
公共測量（共用地図データ作成）
- 3 作業の期間
令和4年1月4日から令和4年3月18日まで
- 4 作業の地域
永平寺町の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和4年3月30日に勝山市より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

- 令和4年4月12日
福井県知事 杉本 達治
- 1 測量計画機関の名称
勝山市
- 2 作業の種類
公共測量（数値地形図データ作成）
- 3 作業の期間
令和3年12月2日から令和4年2月28日まで
- 4 作業の地域
勝山市一円

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和4年3月22日に国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

- 令和4年4月12日
福井県知事 杉本 達治
- 1 測量計画機関の名称
福井河川国道事務所
- 2 作業の種類
公共測量（数値地形図データ更新）
- 3 作業の期間
令和3年10月28日から令和4年3月18日まで
- 4 作業の地域
福井県の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和4年3月9日に福井県地方公務局より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

- 令和4年4月12日
福井県知事 杉本 達治
- 1 測量計画機関の名称
福井県地方公務局
- 2 作業の種類
公共測量（登記所備付地図作成作業に伴う基準点測量）
- 3 作業の期間
令和3年11月15日から令和4年2月25日まで
- 4 作業の地域
あわら市花乃社一丁目、同市春宮二丁目、同市春宮三丁目

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、越前町長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

- 令和4年4月12日
福井県知事 杉本 達治

1 都市計画の種類および名称

(1) 種類

織田都市計画下水道

(2) 名称

越前町公共下水道 (織田処理区)

2 縦覧場所

福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部都市計画課

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、勝山市長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年4月12日

福井県知事 杉本 達治

1 都市計画の種類および名称

(1) 種類

地域地区 (用途地域)

(2) 名称

勝山都市計画用途地域

2 縦覧場所

福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部都市計画課

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、勝山市長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年4月12日

福井県知事 杉本 達治

1 都市計画の種類および名称

(1) 種類

地域地区 (特別用途地区)

(2) 名称

勝山都市計画特別用途地区

2 縦覧場所

福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部都市計画課

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、越前町長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年4月12日

福井県知事 杉本 達治

1 都市計画の種類および名称

(1) 種類

地区計画等 (地区計画)

(2) 名称

丹南都市計画地区計画 (西田中地区地区計画)

2 縦覧場所

福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部都市計画課

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第2項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年4月12日

福井県知事 杉本 達治

1 開発区域または工区に含まれる地域の名称

南条郡南越前町鱒波11字上三反田28番、29番、30番、31番、32番、33番、34番1、34番2、35番、36番、37番、42番、43番、44番、45番、46番の一部、47番および48番

2 開発許可を受けた者の住所および氏名
南条郡南越前町東大道第29号1番地
南越前町長 岩倉 光弘

教育委員会告示

福井県教育委員会告示第6号

福井県立高等学校における技能審査の成果の単位認定に係る標準例 (平成25年福井県教育委員会告示第3号) を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

なお、令和4年3月31日に現に福井県立高等学校に在学する者については、なお従前の例による。

令和4年4月12日
福井県教育委員会
別表を次のように改める。

技能審査の成果の単位認定の標準例

(別表)

技能審査の種類等		水準	対応科目	最大増加単位数
主催団体等名	称			
日本漢字能力検定協会	日本漢字能力検定	2級	現代の国語 言語文化	1

(2) 書道

技能審査の種類等		水準	対応科目	最大増加単位数
主催団体等名	称			
日本書写技能検定協会	硬筆書写技能検定	2級	書道 I	1
	毛筆書写技能検定	2級	書道 I 書道 II 書道 III	2

(3) 外国語

技能審査の種類等		水準	対応科目	最大増加単位数
主催団体等名	称			
日本英語検定協会	実用英語技能検定	2級	英語コミュニケーション I 英語コミュニケーション II	3
		準 2級	英語コミュニケーション I	2
		3級	英語コミュニケーション I 英語コミュニケーション II	2
日本技術英語協会	技術英語能力検定	4級	英語コミュニケーション I 英語コミュニケーション II	1

(4) 農業

技能審査の種類等		水準	対応科目	最大増加単位数
主催団体等名	称			
厚生労働省	毒物劇物取扱責任者	一般	作物 野菜 草花 食品化学 栽培と環境	2
		甲種 乙種	作物 野菜 農業機械 食品化学 食品製造 農業土木施工 農業と環境 草花	2
総務省	危険物取扱者			
厚生労働省	ボイラー技士	2級		1

厚生労働省	フラワー装飾技能士	3級	食品製造 草花 生物活用	2
国土交通省	測量士・測量士補 土木施工管理技術検定 (第一次検定)	2級	農業土木施工 農業土木設計	3
		2級	造園計画 造園施工管理 造園植栽	2
厚生労働省	小型車両系建設機械運転特別教育		農業土木施工 農業機械	1
厚生労働省	アーク溶接等特別教育		農業機械	1
国土交通省	建築施工管理技術検定 (第一次検定)		農業土木施工	2
日本商工会議所	日商P.C検定(文書作成)	2級	農業と情報	2
全国商業高等学校協会	ビジネス文書実務検定	1級	農業と情報	2
中央工学校生涯学習センター	トレーヌ技能検定	2級	総合実習	1
国際文化カレッジ	レタリング技能検定	2級	農業土木設計	1
日本商工会議所	簿記検定	2級	農業土木設計	2
		3級	農業経営	1
全国商業高等学校協会	簿記実務検定	2級	農業経営	1
日本商工会議所	販売士検定	2級	食品流通	2
日本農業技術検定協会	日本農業技術検定	1級	課題研究	2
		2級	農業と環境 栽培と環境	1
日本土壤協会	土壤医検定	2級	課題研究 栽培と環境	2
		3級	栽培と環境	1

(5) 水産

主 催 団 体 等	技 能 審 査 の 種 類 等 名 称	水 準		対 応 科 目	最 大 増 加 単 位 数
		1級	2級		
国土交通省	小型船舶操縦士	1級	小型船舶	小型船舶	2
		2級	小型船舶	航海・計器	1
	海技士	4級 以上	航海・計器 漁船運用	航海・計器	2
		5級	航海・計器 漁船運用	航海・計器	1
全国水産高等学校長協会	栽培漁業技術検定	2級以 上	資源増殖 海洋生物 水産海洋科学 海洋環境	資源増殖 海洋生物 水産海洋科学 海洋環境	1

厚生労働省	HACCP基本技能検定		食品製造 食品管理	1
		食品技能検定	食品製造 食品管理	1
厚生労働省	潜水技術検定	1～3 類	食品製造 食品管理	1
		2級	ダイビング ダイビング	2
厚生労働省	潜水士	2級	ダイビング ダイビング	1
総務省	危険物取扱者	乙種 1～6 類	食品管理 総合実習	2
全国商業高等学校協会	簿記実務検定 ビジネス文書実務検定 情報処理検定	2級	水産流通	1
		2級	海洋情報技術	1
		2級	海洋情報技術	1

(6) 工業

主 催 団 体 等	技 能 審 査 の 種 類 等 名 称	水 準	対 応 科 目	最 大 増 加 単 位 数
厚生労働省	車両系建設機械運転技能者 (基礎工事用、解体用、整地 ・運搬・積み込み用及び掘削 用)		工業技術基礎 実習 土木施工 原動機	1
国土交通省	自動車整備士	3級	自動車工学 自動車整備	2
経済産業省	電気工事士	2級	電気回路 電気機器 電力技術 設備計画 生産技術 実習	2
		1級	電気回路 電気機器 電力技術 設備計画 生産技術 実習	3
	電気主任技術者	3種	電気回路 電気機器 電力技術 電子技術	6

総務省	陸上特殊無線技士	1級	電気回路 電子技術 電子回路 電子計測制御 通信技術 生産技術 工業情報数理	3
			2級	
国際文化カレッジ	デジタル技術検定	2級	工業情報数理 電子機械 生産技術 電子計測制御	1
			1級	
画像情報教育振興協会	CGエンジニア検定	2級	工業情報数理 コンピュータ技術 コンピュータ技術	1
			1級	
総務省	工事担任者 (総合通信)	1級	電気回路 電子技術 電子回路 電子計測制御 通信技術 電子機械	3
			2級	
総務省	工事担任者 (デジタル通信) (アナログ通信)	1級	電気回路 電子技術 電子回路 電子計測制御 通信技術 電子機械	3
			2級	

経済産業省	工事担任者 (A1、DD) A1種…アナログ DD種…デジタル	2種	電気回路 電子技術 電子回路 電子計測制御 通信技術 電子機械	2
			工業情報数理 プロダクト技術 ハードウェア技術 コンピュータ技術	
国土交通省	基本情報技術者試験	2種	工業情報数理 建築構造 建築構造設計 建築計画 建築法規	4
			測量 建築施工 測量	
国土交通省	I Tパスポート試験	2種	工業情報数理 プロダクト技術 ハードウェア技術 ソフトウェア技術	3
			工業情報数理 コンピュータ技術 ソフトウェア技術	
国土交通省	情報セキュリティマネジメント試験	2種	工業情報数理 コンピュータ技術 ソフトウェア技術	3
			工業情報数理 コンピュータ技術 ソフトウェア技術	
国土交通省	測量士補	2種	測量 建築施工 測量	3
			測量 建築施工 測量	
国土交通省	建築施工管理技術検定試験	2級	建築施工 建築構造 建築構造設計 建築計画 建築法規	4
			建築施工 土木構造設計 土木基礎力学 社会基盤工学	
国土交通省	土木施工管理技術検定試験	2級	土木施工 土木構造設計 土木基礎力学 社会基盤工学	4
			土木施工 土木構造設計 土木基礎力学 社会基盤工学	
国土交通省	電気工事施工管理技術検定試験	2級	電気回路 電気機器 電力技術	3
			電気回路 電気機器 電力技術	
総務省	危険物取扱者	乙種 1類 ～ 6類	工業技術基礎 実習 設備計画 衛生・防災設備 工業化学 化学工学 地球環境化学	各 類 1
			工業技術基礎 実習 設備計画 衛生・防災設備 工業化学 化学工学 地球環境化学	
総務省	消防設備士	乙種 1類 ～ 5類	建築計画 衛生・防災設備 設備計画 生産技術 電子技術 電気機器	各 類 1
			建築計画 衛生・防災設備 設備計画 生産技術 電子技術 電気機器	

経済産業省	公害防止管理者	騒音 振動 粉塵 大気 水質	建築計画 衛生・防災設備 設備計画 生産技術 電子技術 電気機器	各類 1
厚生労働省	毒物劇物取扱責任者		実習 工業化学 化学工学 地球環境化学	3
経済産業省	火薬類取扱保安責任者		実習 工業化学 化学工学 地球環境化学 土木施工	2
国際文化カレッジ	レタリング技能検定		製図 デザイン技術	1
中央工学校生涯学習セン ター	トレース技能検定		製図 デザイン技術	1
色彩検定協会	色彩検定		工業情報数理 ハードウェア技術	1
全国工業高等学校長協会	情報技術検定		工業情報数理 ハードウェア技術	2
	計算技術検定		工業情報数理 ハードウェア技術	1
	基礎製図検定		製図 デザイン技術	1
	機械製図検定		製図 デザイン技術	1
日本技術英語協会	技術英語能力検定		工業技術英語	2
日本商工会議所	日商 P C 検定 (文書作成)		工業技術英語	1
全国商業高等学校協会	ビジネス文書実務検定		工業情報数理	2
厚生労働省	技能検定 (各種)		工業情報数理	2
			実習	3
			実習	2
			実習	3
			実習	2

(7) 商業

主催団体等	技 能 審 査 の 種 類 等 名 称	水準	対応科目	大 増 加 単位数
全国商業高等学校協会	商業経済検定	1級	ビジネス基礎 マーケティング 商品開発と流通 グローバル経済 ビジネス・マナー ビジネス法規	2
日本商工会議所	リテールマーケティング (販 売士) 検定	2級	ビジネス基礎 マーケティング 商品開発と流通 グローバル経済 ビジネス・マナー ビジネス法規	2
全国商業高等学校協会	ビジネス・コミュニケーション検定		ビジネス基礎 ビジネス・コミュニケーション	2
実務技能検定協会	秘書検定	2級	ビジネス基礎 ビジネス・コミュニケーション ビジネス法規 グローバル経済 ビジネス・マナー	2
全国商業高等学校協会	簿記実務検定	1級	簿記	2
日本商工会議所	簿記検定	2級	原価計算	
全国経理教育協会	簿記能力検定	1級	財務会計 I	2
全国商業高等学校協会	会計実務検定	1級	財務会計 I 財務会計 II	2
全国経理教育協会	簿記能力検定	上級	財務会計 II 管理会計	4
全国商業高等学校協会	ビジネス文書実務検定	1級	情報処理	2
日本商工会議所	日商 P C 検定 (文書作成)	2級	ビジネス・コミュニケーション	
全国経理教育協会	文書処理能力検定 (ワープロ)	1級	情報処理 ネットワーク管理	2
全国商業高等学校協会	情報処理検定 (ビジネス情報)	1級	情報処理 ネットワーク管理	2
全国商業高等学校協会	情報処理検定 (ビジネス)	1級	情報処理 ビジネス・コミュニケーション ネットワーク管理	2
全国経理教育協会	文書処理能力検定 (表計算)	1級	情報処理	2
日本商工会議所	日商 P C 検定 (データ活用・ プレゼン資料作成)	2級	情報処理 ソフトウェア活用	2

経済産業省	基本情報処理技術者		情報処理 ソフトウエア活用 ネットワー活用 デジタルシフト ネットワー管理 デジタルシフト ネットワー管理	3
経済産業省	ITパスポート		情報処理 ソフトウエア活用 ネットワー管理 デジタルシフト ネットワー管理	2
全国商業高等学校協会	珠算・電卓実務検定	1級	ビジネス基礎 課題研究	2
日本商工会議所	珠算能力検定	1級	課題研究	
全国珠算教育連盟	珠算検定	1級		
全国経理教育協会	電卓計算能力検定	1級		
全国商業高等学校協会	英語検定	1級	ビジネス・コミュニケーション	2
日本商工会議所	日商ビジネス英語検定	2級		
(8) 家庭				
技能審査の種類等	名称	水準	対応科目	最大増単位数
全国高等学校家庭科教育振興会	被服製作技術検定(和服)	1級	服飾文化 ファッション造形基礎 ファッション造形 ファッションデザイン 課題研究	2
	被服製作技術検定(洋服)	1級		
	食物調理技術検定	1級	フード・サービス 調理 課題研究	2
	保育技術検定	1級	保育基礎 保育実践 課題研究	2
日本編物検定協会	毛糸編物技能検定	2級	服飾手芸 ファッション造形 課題研究	1
	レース編物技能検定	2級		
全国商業高等学校協会	ビジネス文書実務検定	1級	生活産業情報 課題研究	2
	情報処理検定(ビジネス情報)	2級	生活産業情報 課題研究	1
	簿記実務検定	2級	課題研究	1
実務技能検定協会	秘書検定	2級	課題研究	1
色彩検定協会	色彩検定	2級	ファッションデザイン 課題研究	1
国民生活センター	消費生活専門相談員資格	第1次試験	消費生活 課題研究	2

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月12日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

(政党の支部)

(1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和4年3月10日	自由民主党福井県連支部	山下 健治	辰野 光彦	福井市宝永4-4-3

(その他の政治団体)

(法第19条の7第1項第1号および第2号に係る国会議員関係政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類 (第2号)
令和4年2月24日	働き盛りふくい	笹岡 一彦	笹岡 直子	あわら市春宮1-5-14	参議院議員	笹岡 一彦 参議院議員

(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和4年2月14日	鍋嶋くにひろ後援会	鍋嶋 邦広	鍋嶋 邦広	坂井市三国町汐見1-1-28
令和4年2月21日	能勢亭一即後援会	三田村 久光	井上 常宏	越前市神明町3-25
令和4年2月25日	高谷直樹後援会(結樹会)	畠山 拓也	熊谷 好晃	南条郡南越前町今庄75-34

福井県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月12日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和3年3月31日	幸福実現党坂井後援会	犬塚 裕樹	会計責任者	上岡 美和	奥村 博昭
令和3年4月1日	福井県理学療法士連盟	五十嵐 圭介	主たる事務所 の所在地	福井市江守の里2-807	福井市堅達町24-1
令和3年4月5日	山崎正昭清水町後援会	平間 茂雄	代表者	平間 茂雄	長谷川 寛
令和3年4月30日	川崎直文後援会	川崎 星一	代表者	川崎 星一	川崎 不二雄

令和3年 6月1日	自由民主党福井県 理容支部	中野 達也	会計責任者	奥村 数馬	窪田 益三
令和3年 6月1日	福井県理容政治連 盟	中野 達也	会計責任者	奥村 数馬	窪田 益三
令和3年 12月1日	自由民主党福井県 ちんたい支部	林 洋三	主たる事務 所の所在地	坂井市春江町江留下屋 敷233	福井市御幸3-16 -25
令和3年 12月31日	のだ富久後援会	野田 富久	国会議員関 係政治団体 の区分	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	法第19条の7第1 項第1号および第2 号に係る国会議員関 係政治団体
令和4年 1月1日	青心会	吉田 則夫	代表者	吉田 則夫	船谷 重則
令和4年 2月7日	荻政会	山口 透	代表者	山口 透	伊藤 和幸
令和4年 2月9日	自由民主党福井県 福井市第八支部	山浦 光一郎	会計責任者	山浦 節桜	藤井 渉
令和4年 2月10日	自由民主党福井県 さつき会支部	水戸守 賢篤	代表者	水戸守 賢篤	近藤 勉
令和4年 2月14日	山崎正昭武生後援 会	山田 賢一	主たる事務 所の所在地	越前市赤坂町48-1 5	越前市押田2-9- 2
令和4年 2月17日	中塚ひろし後援会	園 好孝	代表者	山田 賢一	三村 義雄
令和4年 2月22日	杉本達治後援会連 合会	清川 忠	会計責任者	糺谷 孝男	木戸口 武夫
令和4年 2月22日	ふくいに新しい風 を吹き込む会	杉本 達治	会計責任者	関口 忍	石川 行芳
令和4年 3月1日	大浦和博後援会	田中 正則	主たる事務 所の所在地	南条郡南越前町糠 101-28	南条郡南越前町糠 101-31
			代表者	田中 正則	大浦 雅巳
			会計責任者	大浦 雅巳	佐武 克則

令和4年 3月15日	笹岡一彦後援会	笹岡 一彦	代表者	笹岡 一彦	丸谷 浩二
			会計責任者	櫻井 雅康	

福井県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月12日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和3年12月31日	助田重義を支える会	助田 重義
令和4年2月28日	小堀信昭後援会	小堀 信昭
令和4年3月10日	山崎正昭清水町後援会	平間 茂雄

福井県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月12日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

指定年月日	資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	届出をした者に係る公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地
令和4年 3月15日	笹岡 一彦	福井県議会議員	笹岡一彦後援会	あわら市春宮1-5-14

福井県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月12日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日

助田 重義	助田重義を支える会	令和3年12月31日
小堀 信昭	小堀信昭後援会	令和4年2月28日

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第34号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和4年4月12日

福井県公安委員会

委員長 奥井 隆

1 検定の区分、実施日、時間および場所

(1) 検定の区分、実施日および時間

ア 学科試験

検定の区分	実施日	実施時間
核燃料物質等危険物運搬 警備業務1級	令和4年7月12日（火）	午前9時30分から 午前11時まで
核燃料物質等危険物運搬 警備業務2級		午後2時から 午後3時30分まで

イ 実技試験

検定の区分	実施日	実施時間
核燃料物質等危険物運搬 警備業務1級	令和4年8月18日（木）	午後1時から 午後5時まで
核燃料物質等危険物運搬 警備業務2級		午前8時30分から 正午まで

(2) 実施場所

ア 学科試験

福井県福井市宝永3丁目8番1号

福井県警察本部第3階第3会議室

イ 実技試験

福井県越前市余田町第2号1番地1

福井県警察本部交通部運転免許課丹南分室

2 定員
各20人

3 受検資格

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

福井県内に住所を有する者または福井県内の営業所に所属する警備員

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

(1)に該当する者であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、核燃料物質等危険物運搬警備業務に従事した期間が1年以上である者

イ 福井県公安委員会が、アに掲げる者と同等以上の知識および能力を有すると認めらる者

4 検定試験の方法および内容

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走および周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(カ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両による伴走および周囲の見張りに関すること。

(イ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走および周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両による伴走および周囲の見張りに関すること。

(イ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 申請手続等

- (1) 受付期間
令和4年5月30日(月)から同年6月3日(金)までの午前9時から午後0時までおよび午後1時から午後5時までの間
ただし、定員になり次第受付を終了する。
- (2) 検定申請書等の提出先
検定を受けようとする者(以下「検定申請者」という。)の住所地または検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署
なお、原則として本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。
- (3) 提出書類等
- ア 検定申請書 1通
- イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの) 2葉
- ウ 検定申請者の住所地を管轄する警察署に申請する者にあつては、その者の住所地を疎明する書面 1通
- エ 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に申請する者にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面 1通
- オ 3(2)イに掲げる者にあつては、当該疎明書面 1通
- (4) 受検手数料
16,000円に相当する手数料を納入すること。
なお、納付された受検手数料は、返還しない。
- 6 その他
- (1) 検定受検時の携行品
- ア 学科試験
・ 筆記用具
イ 実技試験
・ 筆記用具
・ 雨具
- (2) 受検票の交付
受検票は、学科試験当日の受付時に交付する。
- 7 検定に関する問合せ先
福井県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話0776-22-2880(内線3192、3193)または各警察署生活安全課(係)

福井県公安委員会告示第37号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イに規定する技能検定員審査(以下「審査」という。)を行うので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年4月12日

福井県公安委員会

委員長 奥井 隆

1 審査の種類、期日および場所

- (1) 種類
技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)、技能検定員審査(準中型)、技能検定員審査(普通)、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)、技能検定員審査(牽引)、技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)および技能検定員審査(普通二種)
- (2) 期日
令和4年5月26日(木)および同年5月27日(金)
- (3) 場所
坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課
- 2 審査の申請手続に関する事項
- (1) 申請に必要な書類
- ア 審査申請書
- イ 運転免許証の写し
- ウ 次のいずれかに該当する者は、それぞれに該当することを証する書面
- (ア) 過去1年以内に審査を受け、当該審査において3(2)アの表の中欄または3(2)イの表の中欄に掲げる審査細目のいずれかについて同表の右欄に定める合格基準に達する成績を得た者
- (イ) 過去1年以内に技能検定、技能教習または学科教習についての技能または知識に関する講習で国家公安委員会が指定するものを修了した者
- (ウ) 教習指導員資格者証の交付を受けた者
- (エ) 他の種類の免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けた者
- (2) 提出先
坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課
- (3) 提出期限
令和4年4月22日(金)
- 3 その他審査の実施に関する必要な事項
- (1) 審査を受けようとする者の資格要件

- ア 技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)、技能検定員審査(準中型)、技能検定員審査(普通)、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二) および技能検定員審査(牽引)
当該審査に用いられる自動車運転することができる免許を受けていること。
- イ 技能検定員審査(大型二種)
大型自動車第二種免許および技能検定員資格者証(大型)の交付を受けていること。
- ウ 技能検定員審査(中型二種)
大型自動車第二種免許または中型自動車第二種免許および技能検定員資格者証(中型)の交付を受けていること。
- エ 技能検定員審査(普通二種)
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許および技能検定員資格者証(普通)の交付を受けていること。
- オ 技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種) および技能検定員審査(普通二種)

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察および採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業および自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のもの85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

イ 前記ア以外の審査

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察および採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のもの85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	面接試験または論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
知識	技能検定の実施に関する知識	
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

(3) 審査に関する問い合わせ等

坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課(電話 0776-51-2820)

福井県公安委員会告示第38号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第4項第1号イに規定する教習指導員審査(以下「審査」という。)を行うので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第10条第2項において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年4月12日

福井県公安委員会

委員長 奥井 隆

1 審査の種類、期日および場所

(1) 種類

教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)、教習指導員審査(準中型)、教習指導員審査(普通)、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)、教習指導員審査(牽引)、教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種) および教習指導員審査(普通二種)

(2) 期日

令和4年5月26日(木) および同年5月27日(金)

(3) 場所

坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 申請に必要な書類

ア 審査申請書

イ 運転免許証の写し

ウ 次のいずれかに該当する者は、それぞれに該当することを証する書面

(ア) 過去1年以内に審査を受け、当該審査において3(2)アの表の中欄または3(2)イの表の中欄に掲げる審査細目のいずれかについて同表の右欄に定める合格基準に達する成績を得た者

(イ) 過去1年以内に技能検定、技能教習または学科教習についての技能または知識に関する講習で国家公安委員会が指定するものを修了した者

(ウ) 技能検定資格者証の交付を受けた者

(エ) 他の種類の免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

(2) 提出先

坂井市春江町針原第58号10番地

福井県警察本部交通部運転免許課

(3) 提出期限

令和4年4月22日(金)

3 その他審査の実施に関し必要な事項

(1) 審査を受けようとする者の資格要件

ア 教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)、教習指導員審査(準中型)、教習指導員審査(普通)、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)および教習指導員審査(牽引)
当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許を受けていること。

イ 教習指導員審査(大型二種)

大型自動車第二種免許および教習指導員資格者証(大型)の交付を受けていること。

ウ 教習指導員審査(中型二種)

大型自動車第二種免許または中型自動車第二種免許および教習指導員資格者証(中型)の交付を受けていること。

エ 教習指導員審査(普通二種)

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許および教習指導員資格者証(普通)の交付を受けていること。

(2) 審査方法およびその合格基準

ア 教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)および教習指導員審

査(普通二種)

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	旅客自動車運送事業および自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものとは85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。

イ 前記ア以外の審査

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験または面接試験により行うものとし、その合格基準はそれぞれ80パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものとは85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	面接試験または論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。

(3) 審査に関する問い合わせ等
坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課(電話 0776-51-2820)

令和四年四月十二日発

行

発行人

〒九一〇-1八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号

福井県